

事 務 連 絡  
平成27年1月28日

都内指定介護予防訪問介護事業者 様  
都内指定介護予防通所介護事業者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課長

### 介護予防・日常生活支援総合事業に係るみなし指定の不要の申し出について

日頃より、東京都の介護保険行政の円滑な実施に御協力いただき、ありがとうございます。  
標記については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号）等（以下「省令等」という。）により、その手続き等の取扱いが示されているところです。

東京都においては、総合事業に係るみなし指定の別段（不要）の申し出をする場合（みなし指定を希望しない場合）について、省令等に基づき下記のとおり取扱いをいたしますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 提出先

東京都 及び 事業所が所在する区市町村

【東京都宛の送付先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

【事業所が所在する区市町村宛の送付先】

事業所が所在する区市町村の介護保険担当主管課へお尋ねください。

※ 事業所所在地ではない他の区市町村の被保険者が利用している場合は、当該他区市町村にも提出してください。

#### 2 提出期限

平成27年3月31日（火曜日）【必着】

#### 3 申出事項

別紙参考様式のとおり

（東京都介護サービス情報）

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/sougoujigyuu\\_minashi.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/sougoujigyuu_minashi.html)

【本通知に係るお問合せ】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係  
電話：03-5320-4175